

道路の維持管理方針(案)

平成26年4月

国土交通省 北陸地方整備局

はじめに

国土交通省では、管理する道路の日常の維持管理水準について、平成22年度より全国統一の基準（巡回、清掃、除草、剪定等の頻度）を設定して運用することとしております。

北陸地方整備局では、全国統一の基準に基づき「道路の維持管理方針(案)」を定め、平成22年度より運用しております。

この道路の維持管理方針(案)は、より適切な管理水準となるよう、道路を利用頂く皆様から頂いたご意見やサービスレベル、現地の状況等を踏まえて適切に運用し、今後定期的に見直す予定です。



定期巡回の実施状況

③ 異常時巡回

異常時巡回は、豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、適宜実施する。



異常時における通行規制状況

4. 清掃

清掃については、路面清掃、歩道清掃、排水構造物清掃ごとに以下の通り実施する。

① 路面清掃

路面清掃は、通行車両に対する安全性の確保や沿道状況の向上のため、以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施する。

D I D内※：年間6回

その他区域：年間1回

※D I D（人口集中地区）

「市町村の区域内で人口密度の高い（約4,000人/km²以上）基本単位区等が互いに隣接して、その人口が5,000人以上ある地域」をいい、平成17年度国勢調査において設定された区域とする。

路面清掃の実施にあたっては、路面清掃車による機械清掃を基本とする。



路面清掃の状況

② 歩道清掃

歩道清掃は、歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施する。



歩道清掃（街路樹からの落ち葉除去）の状況

③ 排水構造物清掃

土砂の堆積等による通水障害を防止するため、通水障害箇所を抽出した上で、年に1回を目安とし、適切な頻度で実施する。



側溝清掃の状況

5. 除 草

除草は、法面等の雑草繁茂による建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両の視距確保等のため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施する。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

なお、沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に関わらず実施する。

景観へ配慮した除草の実施状況



作業前



作業中



作業後

6. 剪 定

剪定は、植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両の視距確保の確保や沿道環境の向上等のため、管内の植栽管理全体について以下の頻度を目安として実施する。

高木、中低木：3年に1回程度。ただし、樹種による生長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定するものとする。

寄植：1年に1回程度



高木剪定前の状況



高木剪定後の状況



寄植剪定の状況

7. 除 雪

除雪作業については、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図り、大規模な通行止めが生じないように、また、一定程度の旅行速度が保たれるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結防止剤散布ごとに以下のとおり実施する。

① 新雪除雪

新雪除雪は、5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、さらに降雪が続くことが予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。



新雪除雪の状況

② 路面整正

路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施する。



路面整正の状況

③ 拡幅除雪

拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施する。



拡幅除雪の状況

④ 運搬排雪

運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。



運搬排雪の状況

⑤ 歩道除雪

歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障がある場合に実施する。



歩道除雪の状況

⑥ 凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施する。なお、散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は 15g/m²程度(湿潤式)を標準とする。



凍結防止剤散布の状況

8. 施設の点検

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（平成 21 年 12 月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成 16 年 3 月）に基づき点検を実施する。



道路情報装置 定期点検

9. 照明施設の維持

照明施設の補修は、ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施する。なお、灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定する。



ランプの交換状況

10. 構造物点検

① 橋梁点検

橋梁点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（平成 16 年 3 月 国道・防災課）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（平成 16 年 3 月 国道・防災課）及び「コンクリートの塩害に関する特定点検要領（案）」（平成 16 年 3 月 国道・防災課）に基づき実施する。



橋梁点検車による点検の状況



軌陸車による跨線橋点検の状況

② トンネル点検

トンネル点検は、「道路トンネル定期点検要領（案）」（平成 14 年 4 月 国道・防災課）に基づき実施する。



高所作業車による点検の状況



打音点検の状況

③ 舗装の調査

舗装の調査は「舗装の調査要領（案）」（平成 25 年 2 月 国道・防災課）に基づき実施する。



路面性状調査

④ 防災点検

防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所および防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として、年 1 回の頻度で実施する。



地滑り危険箇所の点検状況



落石危険箇所の点検状況

⑤ 道路のり面工・土工構造物点検

道路のり面工・土工構造物点検は「道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）」（平成 25 年 2 月 国道・防災課）に基づき実施する。

1 1. 構造物の補修

① 橋梁補修

橋梁補修は、橋梁の定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。

なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施する。



鋼材の塗装劣化・腐食状況



塗装塗り替え状況

② トンネルの補修

トンネル補修は、トンネルの定期点検結果に基づいて、トンネルごとに次回の点検、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。

なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、補修計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施する。



ひび割れ状況



ひび割れ補修（注入）状況

③ 舗装の補修

舗装の補修は、以下のとおり実施する。

1) 舗装のシール材の注入や切削による舗装補修は、路面のひび割れ率 30%~40% の区間又はわだち掘れ量 30mm~40mm の区間を目安として実施する。



シール材の注入状況



ポットホールの補修状況

2) 舗装の打ち換えや切削オーバーレイによる舗装補修は、路面のひび割れ率 40% 以上又はわだち掘れ量 40mm 以上の区間について実施する。



ひび割れ状況



舗装修繕状況

④ 防災対策（防災防雪対策含む）

防災対策は、過去の防災点検結果および現地点検等により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して実施する。

なお、緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施する。



法面崩壊、土砂流出状況



法枠による対策状況

1 2. 橋梁の耐震補強

橋梁の耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時ににおいて重大な損傷を防止することを目的とし、県庁所在地間を結ぶ道路の橋梁について、計画を策定した上で実施する。

なお、緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施する。

1 3. 防雪対策（一般防雪）

防雪対策（一般防雪）は、当面、消融雪施設の更新を重点的に実施する。消融雪施設の更新については、機能低下が認められるものを対象に、除雪作業による対応等を勘案した優先箇所を選定し計画的に実施する。



消融雪施設の点検状況

1 4. 凍雪害防止

凍雪害防止は、堆雪幅の確保を重点的に実施する。堆雪幅の確保にあたっては、除雪作業の効率化を勘案した優先箇所を選定し実施する。

15. 事故その他の応急時における対応

- ① 交通事故等の事象の発生に伴い通行規制を行う際は、高速道路株式会社が管理する高速自動車国道等の他の道路管理者及び公安委員会等の関係機関と緊密な連携を図り、適切な道路情報の提供等に努める。
- ② 落下物の処理、路面や附属物の補修などの応急対策の実施にあたっては、上記にかかわらず、通行の安全確保等の観点から、適宜、適切に実施する。
- ③ 道路交通に支障をきたすおそれがある、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、必要に応じチェーン規制等の措置を速やかに実施する。

16. 高速自動車国道及び自動車専用道路の維持管理

高速自動車国道及び自動車専用道路の維持管理については、第3項～第15項に準じて実施することを基本とするが、接続する高速道路株式会社が管理する高速自動車国道や、自動車専用道路における管理の実態、公安委員会等関係機関との協議を踏まえ、適切な作業頻度を設定する。

17. 維持管理に係る計画

北陸地方整備局の各事務所は、道路の維持管理方針（案）に従って、管理道路に係る維持管理計画を定め、公表する。